



各国・地域の税制概要とホットトピックス 台湾

令和5年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ税理士法人

2024年1月

目次

台湾の税制概要

法人税コンプライアンス	4
課税所得計算	5
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	8
進出・撤退時の留意すべき課税関係	9
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	11
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	12
法人課税にかかる各種優遇税制措置	13
PE課税ーPE類型	16
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	17

ホットトピックス	18
----------	----

Pillar2の法制化状況について	19
-------------------	----

台湾の移転価格税制の概要、台湾特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	21
LF/MFの概要	23
国別報告書の概要	25
最近の移転価格調査におけるトピックス	26
移転価格税制の動向（その他特筆すべき事項）	28

台湾の税制概要

法人税コンプライアンス

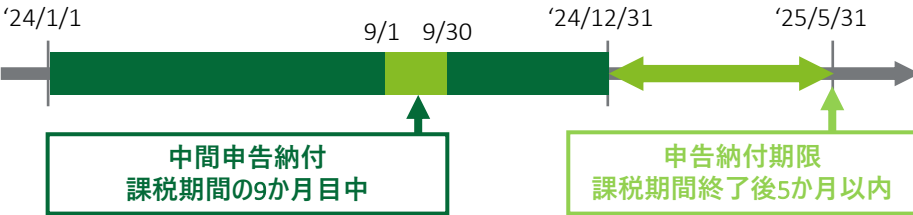
居住者については全世界所得課税となり、所得12万NTD超について標準税率20%で課税される。居住者の範囲について、管理支配地主義の導入が可決されているが、施行日は未定である。

法人所得税

居住者	台湾域内で登記された法人は居住者となる。ただし、管理支配地主義（実質的な管理の場所を有する法人が居住者となる規定）の導入が立法院において可決されているが、施行日は未定である。
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	■ 法人所得税 0%：所得12万NTD以下の場合 20%：所得12万NTD超の場合 税額上限：12万NTDを超過する所得の50%の金額が税額の上限となる。 ■ 所得基本税 12%：法人所得税の税額と所得基本税の税額のいずれか高い金額を納付する必要がある（基礎控除は60万NTD）。 ■ 未処分利益課税 5%：当期の配当可能利益を翌期に配当しない場合、当該未処分利益に対して課税される。
課税期間	暦年 ただし、税務当局の承認を得て会計年度を課税年度とすることが認められている。

申告納付期限	■ 課税期間終了後5か月以内（申告納付期限の延長は認められない） ■ 税務当局が提供する電子申告システムが利用できる。ただし、一定の業種、当期以外の申告、連結納税等の場合は利用不可。
中間納付	課税期間の9か月目中に中間申告納付をする必要がある。
時効	5年（申告内容に不備がある場合は7年）
連結納税制度	該当なし（ただし、特例として金融持株会社向けの制度がある）
税制改正	税制改正の時期は決まっていない。

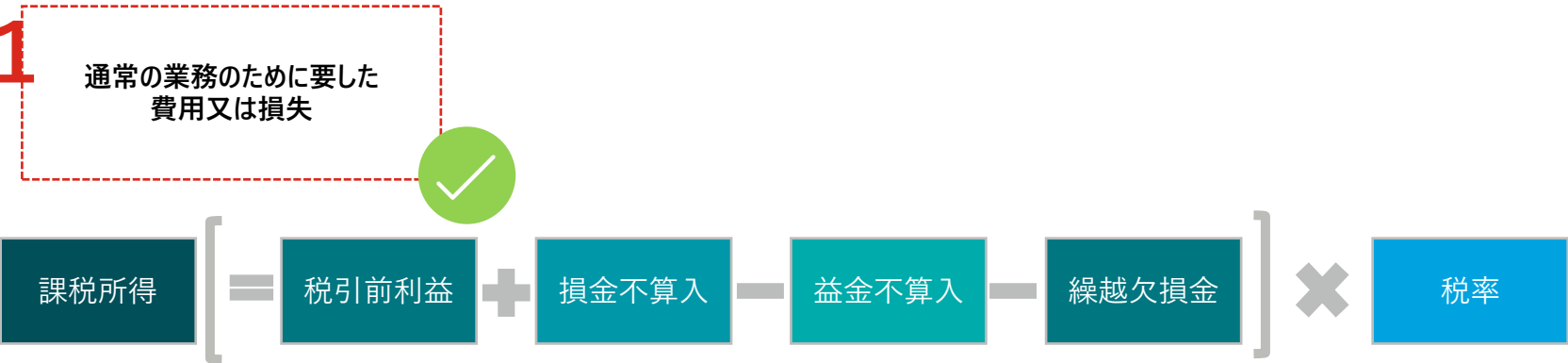
例：12月決算の場合



課税所得計算（1/3）

損金性が認められる費用について

■ 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。

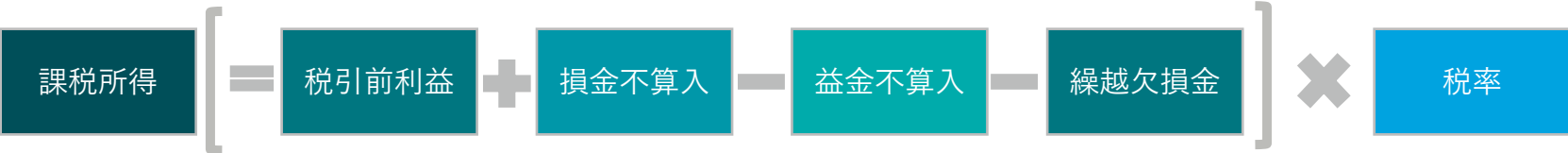


損金算入項目

■ 損金不算入 として、留意すべき項目の代表例

引当金・準備金	■ 貸倒引当金 債権総額の1%を上限に損金算入することができる。	寄附金	■ 公共の防衛等のための一定の寄附金：100%損金算入 ■ その他の寄附金：一定の制限のもと、所得の10%まで損金算入
	■ 退職給付引当金 ➢ 台湾労働基準法等の適用を受ける事業者： 労働基準法に基づく拠出額について、その課税期間に支払う給与総額の15%を上限として損金に算入することができる。また、労働者退職年金法に基づく拠出額及び年金保険料について、いずれもその課税期間に支払う給与総額の15%を上限として損金に算入することができる。	交際費等	支出に係る証憑を保存していることを条件に、法人所得税法に定められた損金算入限度額まで損金算入することができる。
	➢ 台湾労働基準法等の適用を受けない事業者： 従業員退職規定を設けている場合、その規定に基づく拠出額のうちその課税期間に支払う給与総額の4%（一定の場合8%）を上限として損金に算入することができる。	減価償却費等	■ 定額法、定率法等、税法上採用されている方法に基づく償却費の損金算入が認められる。 ■ 財政部（Ministry of Finance）が公表している耐用年数表に基づいて、それらより短い耐用年数を採用することはできない。
		その他	事業外の費用、個人的支出、罰金等は損金不算入となる。

課税所得計算（2/3）



益金算入項目

■ 益金不算入 として、留意すべき項目の代表例

受取配当	■ 台湾法人からの配当：益金不算入 ■ 台湾域外法人からの配当：益金算入され、原則、台湾域外で支払った源泉税は外国税額控除の対象となる。
キャピタルゲイン・ロス	■ 一般に、有形・無形固定資産の譲渡から生じるキャピタルゲインは、一定の免税となる譲渡に係るもの及び不動産譲渡から生じるものを除き、通常¹の事業利益として扱われ、課税所得に含まれる。同様に、キャピタルロス²は、免税となる譲渡に係るもの及び不動産譲渡から生じるものを除き、通常¹の事業費用として損金算入となる。 ■ 不動産譲渡（不動産化体株式に係る取引を含む）については、所有期間に応じて20％（5年超の保有）・35％（2年超5年以下の保有）・45％（2年以下の保有）の特別税率が適用される。ただし、2016年以後に取得した不動産譲渡については通常の法人所得税率20%が適用される。なお、不動産譲渡から生じたキャピタルロス²は、同じく不動産譲渡から生じたキャピタルゲインに限り相殺することができる。 ■ 有価証券の売却益、先物取引から生じる売却益について法人所得税は免税となるが、所得基本税、証券取引税、先物取引税が課せられる。また、これらの取引から生じる売却損について、損金に算入することはできない。

課税所得計算（3/3）

課税所得

=

税引前利益

+

損金不算入

-

益金不算入

-

繰越欠損金

×

税率

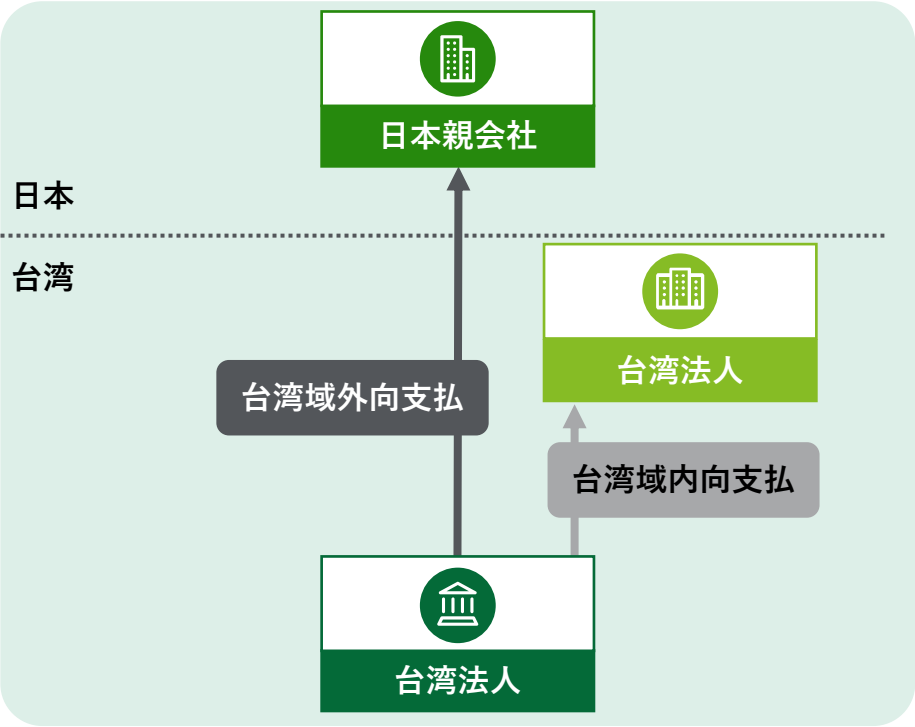
■ 繰越欠損金 について

欠損金等	繰越期限	10年間（青色申告書の提出、会計士による確認等の要件あり）
	控除限度額	無制限（ただし、欠損金の繰越控除を行う事業年度に、居住者法人から益金不算入となる配当を受け取った場合には、当該配当金の額から優先的に控除され、その残額について課税所得から相殺することができる。）
	繰戻し	不可

■ 税率 について

税率	法人所得税 0%：所得12万NTD以下の場合 20%：所得12万NTD超の場合 税額上限：12万NTDを超過する所得の50%の金額が税額の上限となる。
----	--

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



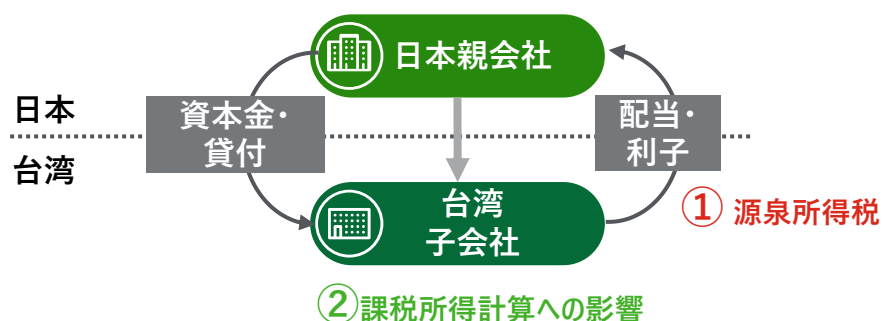
	税率		
	居住者	非居住者	
	台湾域内法		民間租税取決め
利子	10%	20%	10%
配当	0%	21%	10%
使用料	0% or 10% (*)	20%	10%

(*) VAT登録事業者である台湾域内居住者企業に対して支払われる一定のロイヤリティに係る源泉税は0%、その他の場合に係る源泉税は10%である。

日台民間租税取決めにおいて、第26条に特典制限条項が設けられている点に留意が必要である。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（1/2）

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税

日本親会社

台湾域内法に基づく場合、台湾法人から日本法人に対して支払われる利子は20%、配当は21%の源泉税が課せられる。ただし、**日台民間租税取決め**が適用される場合には、いずれも10%の源泉税が課せられる。日本の税法上、これらの源泉税について外国税額控除の適用が考えられる。

日台民間租税取決めの税率が適用されるために、非居住者は日本の当局が発行する居住者証明書等の一定の書類を提出する必要がある。

対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	10%*	10%*

(*) 日台民間租税取決めの制限税率を記載。

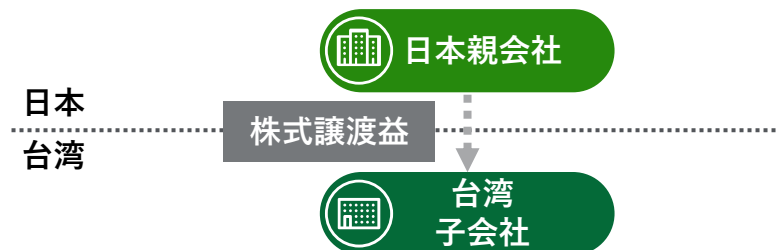
② 課税所得計算への影響

台湾子会社

過少資本税制により、関係会社からの負債総額が自己資本の3倍を超える比率である場合、関係会社への支払利息のうち、控除限度額を超える部分は損金不算入となる。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



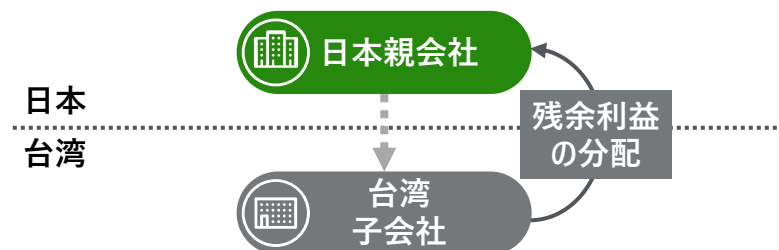
■ 台湾におけるキャピタルゲイン課税

日本親会社

台湾域内法に基づく場合、台湾法人株式の処分による譲渡益に対する法人所得税は免除されるが、所得基本税（日本親会社が台湾において事業を行う場所又は代理店を有する場合に限る）及び証券取引税は課せられる。また、不動産化体株式の譲渡及び有限会社（株式非発行会社）の譲渡による譲渡益に対しては、法人所得税も課せられることとなる。

ただし、**日台民間租税取決め**が適用される場合において、台湾が課税権を有するのは、**不動産化体株式の譲渡等一定の場合に限られる**。

清算時の残余利益に対する課税



■ 台湾における配当課税の有無

日本親会社

清算による残余財産の分配のうち払込資本を超える額は、剰余金の分配（配当金）として取り扱われる。

台湾域内法に基づく場合、台湾法人から日本法人に対して支払われる配当は21%の源泉税が課せられる。ただし、**日台民間租税取決め**が適用される場合には、軽減税率の10%が適用される。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

子会社は全世界所得に課税される一方で、支店は台湾域内源泉所得に課税される。子会社からの配当には源泉税が課されるが、支店からの利益送金については源泉税が課されない。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	全世界所得課税	台湾域内源泉所得
法人所得税 適用税率	0%：所得12万NTD以下の場合 20%：所得12万NTD超の場合 税額上限：12万NTDを超過する所得の50%の金額が税額 の上限となる。	同左
申告手続き	課税期間終了後5か月以内 (申告納付期限の延長は認められない)	同左
利益の還流	配当に係る源泉税の税率は、台湾域内法の規定によれば21% であるが、日台民間租税取決めの適用を受けられる場合、10%	利益送金に源泉税は課されない

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税

従業員の雇用に係るコスト等	■ 普通傷害保険＋雇用保険 月給の11%＋1%（70%事業主負担） ■ 労災保険 月給の0.11～0.93%（100%事業主負担） ■ 年金基金 月給の6%以上（100%事業主負担） ■ 従業員福祉基金 特定の企業は、基金を設立し、以下の拠出を行う必要がある。 ➢ 設立時、資本金の1～5% ➢ 毎月の総事業収入の0.05～0.15% ➢ 毎月の月給の0.5% ➢ 廃棄物売却の都度、その代金の20～40% ■ 全民健康保険 通常保険：月給の5.17%（60%事業主負担、最大219,500 NTDの月給に対して課される） 補充保険：2.11%（月給のうち保険加入金額を超える部分に対して課せられる）	付加価値税 VAT General Business Tax	<table><tr><td>税率</td><td>標準税率：5% 輸入取引等は0%、土地取引や医療サービス等は免税</td></tr><tr><td>課税対象取引</td><td>台湾域内において行われる資産の譲渡及び役務の提供、輸入</td></tr><tr><td>納税義務者</td><td>■ 課税対象取引を行う事業者 ■ 輸入貨物の荷受者 等</td></tr><tr><td>登録</td><td>事業開始前に、支店等の拠点ごとに登録が必要である。</td></tr><tr><td>課税期間</td><td>2か月毎</td></tr><tr><td>申告期限及び納付期限</td><td>課税期間終了後15日以内</td></tr><tr><td>インボイス制度</td><td>統一インボイス（Government Uniform Invoice）を発行する必要がある。</td></tr></table>	税率	標準税率：5% 輸入取引等は0%、土地取引や医療サービス等は免税	課税対象取引	台湾域内において行われる資産の譲渡及び役務の提供、輸入	納税義務者	■ 課税対象取引を行う事業者 ■ 輸入貨物の荷受者 等	登録	事業開始前に、支店等の拠点ごとに登録が必要である。	課税期間	2か月毎	申告期限及び納付期限	課税期間終了後15日以内	インボイス制度	統一インボイス（Government Uniform Invoice）を発行する必要がある。
税率	標準税率：5% 輸入取引等は0%、土地取引や医療サービス等は免税																
課税対象取引	台湾域内において行われる資産の譲渡及び役務の提供、輸入																
納税義務者	■ 課税対象取引を行う事業者 ■ 輸入貨物の荷受者 等																
登録	事業開始前に、支店等の拠点ごとに登録が必要である。																
課税期間	2か月毎																
申告期限及び納付期限	課税期間終了後15日以内																
インボイス制度	統一インボイス（Government Uniform Invoice）を発行する必要がある。																
印紙税	金銭の領収書（受領金額の0.4%）、動産売買契約書（12NTD/契約書）、請負契約書（契約金額の0.1%）、不動産売買契約書（契約金額の0.1%）等に課される。																
固定資産税	農地を除く土地に対して地価税、農地に対して農地税、住宅（所有者又は借主）に対して住宅税が課される。																
その他間接税	■ 証券取引税 株式、公社債等の有価証券の取引価格に対して課せられる。（取引価格の0.1～0.3%） ■ 非付加価値型営業税 金融保険業、ナイトクラブ等の特殊飲食業、小規模企業（毎月の総事業収入が20万NTD未満）等の売上に対して、0.1%～25%で税率で課せられる。	台湾域外法人によるデジタルサービスへの課税	■ 所得税 2017年より、台湾域外法人が台湾域内の購入者に対して電子サービスを提供する場合は法人所得税の納税義務を有する。また、台湾域外法人が台湾域内に事業を行う場所又は代理店を有しない場合には、電子サービスの提供を受けた台湾法人は源泉徴収（20%）を行う必要がある。 ■ VAT 台湾域内に事業を行う場所を有しない台湾域外法人で、台湾域内の個人に直接電子サービスの提供を行う者は、年間売上高が48万NTDを超える場合にVATの申告納税義務がある。														

法人税にかかる各種優遇税制措置（1/3）

項目	対象企業	優遇措置内容
産業革新条例 Statute for Industrial Innovation	研究開発を行う企業	■ Article 10 研究開発を行った場合には、以下いずれか一方の適用（選択後は継続適用となる）を受けることができる（税額控除の限度額は各事業年度の法人税額の30%）。 I. 研究開発費の15%を上限として税額控除（繰越し及び繰り戻し不可） II. 研究開発費の10%を上限として税額控除（2年間繰越し可能） ■ Article 10-1 2019年1月から2024年12月の間に、スマートテクノロジーに係る研究開発若しくは5G通信に係る研究開発を行った場合、又は2022年1月から2024年12月の間にサイバーセキュリティ関連製品・サービスに係る研究開発を行った場合には、以下いずれか一方の適用（選択後は継続適用となる）を受けることができる。（研究開発費は同一事業年度内で100万～10億NTDが限度額であり、税額控除の限度額は各事業年度の法人税額の30%） I. 研究開発費の5%を上限として当期に税額控除 II. 研究開発費の3%を上限として当期を含めて3年以内の各期に税額控除 ■ Article 10-2 台湾域内において技術革新に取組み、国際的なサプライ・チェーンにおいて重要な地位を占める企業が、次の条件を満たす場合には、革新的な研究開発に支出した金額の25%につき税額控除の適用を受けることができる。（税額控除の限度額は法人税額の30%） I. 当年度における研究開発費の額及び営業収益に占める割合が一定の基準に達している。 II. 当年度に適用される実効税率が一定の割合を下回らない。 III. 過去3年間、環境保護法、労働法、食品安全衛生法に係る重大な違反を犯していない。 また、企業が上記3つの要件を満たし、かつ一定の設備投資を行った場合には、当該金額の5%につき税額控除の適用を受けることができる。（税額控除の限度額は法人税額の30%） ※Article 10又はArticle 12-1との選択適用となる。

法人税にかかる各種優遇税制措置（2/3）

項目	対象企業	優遇措置内容
産業革新条例 （続き） Statute for Industrial Innovation	研究開発を行う企業	■ Article 12-1 研究開発の成果として獲得した知的財産権の譲渡又は使用契約に係る収入を受取る場合、その収入の金額の範囲内において、研究開発費の最大200%を上限に所得控除の適用を受けることができる。（繰越し不可） ※Article 10又はArticle 10-2との選択適用となる。 ■ Article 23-3 2018年以後において、収益が生じたときから3年以内にその未処分利益のうち一定額を、事業に必要な建物又はソフトウェア若しくはハードウェア設備等一定の投資に費やした場合、その投資額は、未処分利益税の計算上未処分利益から控除することができる。
バイオテクノロジー・ 新薬産業 発展条例 Statute for the Development of Biotech and Pharmaceutical Industry	条例に基づき認定を受けた企業	■ バイオテクノロジー又は新薬に係る研究開発を行った場合、適格研究開発費の25%を上限として税額控除の適用を受けることができる（税額控除の限度額は法人税額の50%であり、5年間繰越し可能） ■ 上記産業に係る一定の投資を行った場合には、以下いずれか一方の適用（選択後は継続適用となる）を受けることができる。（投資額は同一事業年度内で1,000万～10億NTDが限度額であり、税額控除の限度額は各事業年度の法人税額の30%） - 年間投資額の5%を上限として当期に税額控除 - 年間投資額の3%を上限として当期を含めて3年以内の各期に税額控除 ■ バイオテクノロジー企業若しくは製薬企業の設立時又はその後の拡大時にこれらが発行する株式を引き受ける場合、又はこれらの企業の登録株主であった期間が3年以上である場合には、法人所得税を納付すべき最初の事業年度から5年間、株式の引受けに係る対価として支払った総額の20%を限度として、税額控除の適用を受けることができる。

法人税にかかる各種優遇税制措置（3/3）

項目	対象企業	優遇措置内容
自由貿易港区 Free Trade Zone	自由貿易地域において取引を行う企業	一定の要件を充足する場合、法人所得税、関税、物品税、営業税、付加価値税等が免除される。ただし、企業が自由貿易港区に参入して5年以内に課税地域へ移送する一定の機械装置については、輸入に関する法令に基づいて租税が課せられる。
法人所得税法 4条 21項 Sub Item 21, Article 4 of ITA	当局の承認を受けた台湾域外法人	■ 以下の所得に係る法人所得税は免除される。 ➤ 当局の承認を受けて、新たな生産技術・製品の導入、製品の品質の向上、生産費の削減を目的として支払われる特許権、商標権等の使用料。 ➤ 当局の承認を受けて、重要な製造業のための工場の建設において台湾域外法人が提供する技術サービスの使用料。
その他	サイエンスパーク等に所在する法人	一定の優遇措置が与えられる場合がある。

PE課税－PE類型

PEの種類

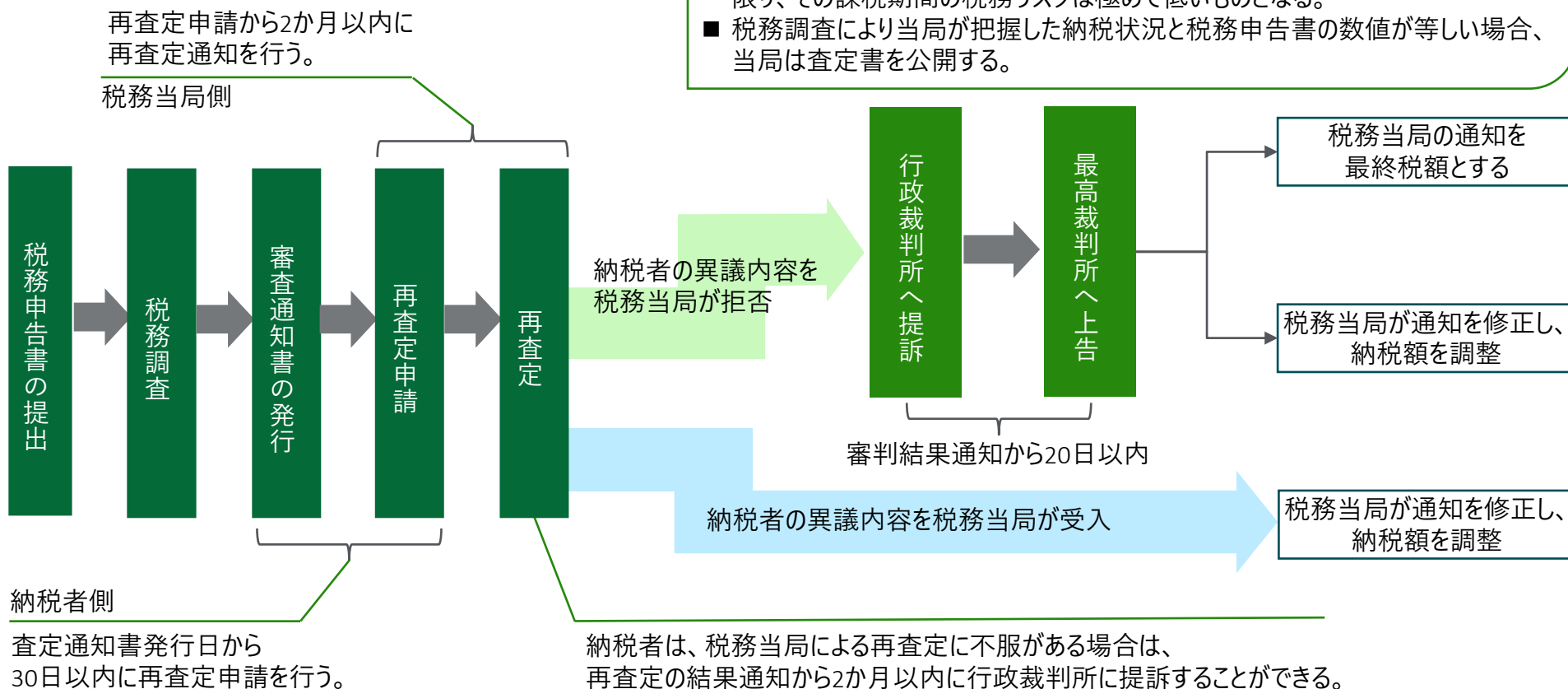


MLI条約の署名：なし

（従って、現行有効な日台民間租税取決めのみを参照すればよい。）

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続き及びプロセス



- 税務当局が行う税務調査には、申告書の受領後、書面審査のみで終了となる場合、書面審査後に書面質問が行われるが回答が受領され終了となる場合、その書面質問に回答するも追徴課税が生じる場合の3通りが存在する。
- 書面審査のみで終了する場合は、通常、申告から1年以内に税務当局から査定書が発行される。査定書が発行された場合、事後的に不正等が発覚しない限り、その課税期間の税務リスクは極めて低いものとなる。
- 税務調査により当局が把握した納税状況と税務申告書の数値が等しい場合、当局は査定書を公開する。

■ 税務当局の名称：国税局（National Taxation Bureau; NTB）

<https://www.etax.nat.gov.tw/etwmain/en>

ホットトピックス

台湾においては、移転価格税制、CFC税制に関する税制改正が行われており、それぞれ留意が必要である。

01

特定年度における 移転価格一括取引調整

論点

- 特定年度において、税務当局に対して移転価格一括取引調整を申請するには、取引条件及び価格設定の影響要因を取引先と事前に合意しておく必要がある。
- また、全ての取引当事者が、取引の記帳及び付随する調整を行うものとする。
- 企業は、取引先と事前に合意した契約書を作成し、輸入時に、特定年度における移転価格一括取引調整である旨を注記して見積価格によるインボイスに基づいて税関で申告することを、税関から求められる。
- 事業年度終了後1か月以内に、最終決定した価格を記載したインボイス等の必要書類を税関へ提示することが求められる。

02

Controlled Foreign Company 税制 (CFC 税制) の導入

論点

台湾では2023年からCFC税制が導入されている。営利企業は、軽課税国に設立された直接又は間接に支配する台湾域外法人がその軽課税国において稼得した収益について、法人所得税の計算上、その営利企業の所得の金額に合算する必要がある。

Pillar 2 の法制化状況について

台湾におけるPillar 2の法制化は、下表のような短期及び中長期スケジュールに基づく導入が見込まれている。

項目	施行日	適用初年度	詳細
全体的な法制化の状況	現在、台湾法令ではPillar2税制のいずれも整備されていない。以下の3段階で導入されることが見込まれているが、詳細な導入スケジュール等は現時点では決定していない。 ➤ 短期：法人事業体への所得基本税の税率を、12%から15%へ変更する。 ➤ 中期：GloBEルールに沿った適格域内ミニマムトップアップ課税（QDMTT）を導入する。 ➤ 長期：グローバル・ミニマム課税制度を導入する。		
IIR (Income Inclusion Rule)	—	—	
QDMTT (Qualified Domestic Minimum Top up Tax)	—	—	
UTPR (Undertaxed Payments Rule)	—	—	

台湾の移転価格税制の概要、 台湾特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要（1/2）

01

移転価格税制導入時期

- 2004年、財政部（以下、「MOF」）は、「営利事業所得税に係る通常の処理に合致しない移転価格審査準則」（以下、「移転価格審査準則」）を公布した
- 財政部は、2015年、2017年及び2020年に「移転価格審査準則」を改正した

02

関連者の定義

- 「関連企業」とは、次のいずれかに該当する企業をいう（「移転価格審査準則」第3条）
 - 他の営利企業の発行済株式の総数又は資本の総額の**20%以上**を直接又は間接に保有している営利企業
 - 同一の者が、営利企業と他の営利企業の発行済株式又は資本金の**20%以上**を直接又は間接に所有し、又は支配していること
 - 他の営利企業の発行済株式又は資本金のうち、**最も高い割合を占め、かつ、その割合が10%以上**である営利企業
 - 営利企業の業務執行株主又は取締役と他の企業の業務執行株主又は取締役の**半数以上が同一**である
 - 営利企業が他の営利企業の発行済株式又は総資本の**50%を超える**株式又は総資本を直接又は間接に保有している場合で、第三の営利企業の取締役会の過半数を最初の**二つの企業いずれかに任命**している場合
 - 一つの営利企業の会長、支配人その他これに準ずる者若しくは監督者が他の営利企業の会長、支配人その他の監督者であること又は配偶者若しくは二親等内の血族が他の営利企業の会長、支配人その他これに準ずる者であること
 - 営利企業の本店が台湾の領域外に所在する場合に、台湾の領域内にあるその支店は、台湾の領域外にあるその本店又は支店と関連企業である。営利企業の本店が台湾の領域内に所在する場合に、台湾の領域内にある本店又は支店は、台湾の領域外にある支店と関連企業である
 - 営利企業が他の営利企業の**人事、財務又は業務を直接又は間接に支配**している
 - 営利を目的とする事業者と他の事業者との間で、合併契約又は共同して事業を行うことを内容とする契約を締結していること
 - その他の場合
- 「関連者」とは、前述の「関連企業」又は次の者をいう（「移転価格審査準則」第4条）
 - 収益事業者及び当該収益事業者からその貸借対照表の基金の総額の**1/3以上**に相当する額の贈与を受けた財団
 - 営利企業及びその理事の総数の**二分之一以上**が当該営利企業の理事、監事、理事長その他これらに準ずる者又はその配偶者である財団；
 - 収益事業者並びにその理事、監督委員、支配人その他これに準ずる者、副支配人、支配人補佐及び支配人の直接の監督を受ける部長；
 - 収益事業者及びその取締役、監督委員、支配人その他これに準ずる者又は上司の配偶者；
 - 営利を目的とする事業者及びその会長、支配人その他これに準ずる者の二親等内の親族；および
 - 営利を目的とする企業及び当該企業を支配する権限又は当該企業の人事、財務、事業の運営若しくは経営の方針に対して重要な影響力を有することが明らかな者。

移転価格税制の概要（2/2）

03

- 移転価格調査の時効（「Tax Collection Act」第21条）
- 5年(詐欺その他不正な手段によって租税回避する意思がないとき)
 - 7年(法定の期間内に申告しなかったとき、又は詐欺その他不正の行為により租税回避するしようとするとき)

04

独立企業間価格の算定方法

	棚卸資産取引 「移転価格審査準則」第10条	無形資産取引 「移転価格審査準則」第11条	役務提供取引 「移転価格審査準則」第12条	貸金貸借取引 「移転価格審査準則」第13条
独立価格比準法（CUP法）	✓		✓	✓
独立取引比準法（CUT法）		✓		
再販売価格基準法(RP法)	✓			
原価基準法 (CP法)	✓		✓	✓
利益比準法(CPM又はTNMM)	✓	✓	✓	
利益分割法(PS法)	✓	✓	✓	
インカム・アプローチ（DCF）		✓		
その他税務当局が認める方法	✓	✓	✓	✓

05

- 日本とのAPA/MAPの適用可能性
- 日本との民間租税取決めの有無：あり（発効日：2016年6月13日）
 - 実務上の適用可能性：あり（二地域間APAの案件が協議されている。）

LF/MFの概要（1/2）

ローカルファイル（LF）の概要

①作成義務対象者（台財税字09704555160号）

- 当該年度の収入総額が**3億NTD**以上、且つ年間の関連者間取引金額が**2億NTD**以上の企業はローカルファイルを準備する必要がある。
- ただし以下に掲げるいずれかの状況に該当する場合には、移転価格審査準則第22条3項に基づき、その価格設定結果が通常の取引結果に合致していることを証明できる其他証明文書をもってローカルファイルに替えられる。

	其他証明文書を使用できる状況（台財税字09704555160号※）
（一）	通年度の収入総額が3億NTD未満の場合。
（二）	通年度の収入総額が3億NTD以上5億NTD未満で、以下の規定に合致する場合。 1. 税額低減免除申告した当年度の所得税要納付税額及び前年度未配当利益追加納税金額の合計額が200万NTD以下の場合、又は実際の損失控除過去5年間（注：現在は10年間）損失額が800万NTD以下の場合。 2. 台湾域外の関連者（本店及び支店を含む）と取引していない場合。
（三）	（一）（二）の規定に合致しないが、通年度の関連者間取引の総額が2億NTD未満の場合。

（※）ローカルファイルを準備する場合でも、関連者間取引の個別分析が免除される一定の要件もある

②作成期限（「移転価格審査準則」第22条）

- 営利事業所得税**確定申告時まで**に準備を行わなければならない。

③提出期限（「移転価格審査準則」第22条）

- 事業者は、税務当局から通知を受けてから**1か月以内**にローカルファイル又はその他の証明文書を提出しなければならない。
- 期限内に提出できない場合は、期限前に延長申請を行う。**延長は1回のみ許可**され、1か月を超えることはできない。

④作成言語（「移転価格審査準則」第22条）

- **中国語**。提供される資料が外国語である場合は、税務当局が英語版を採用することを承認しない限り、中国語翻訳文を添付する。

⑤罰則（「移転価格審査準則」第33条及び第34条、「所得税法」第110条）

- 企業が調査を拒否したり、関連情報の提出を拒否した場合には、**3,000NTDから3万NTD**の罰金を科す。
- 税務当局は、企業が関連するTP情報を提出せず、関連取引が独立企業原則に準拠していることを証明できない場合、標準利益率に基づいてTP評価を行い、**最高2倍の付加税**を追徴する権利を有する。
- 企業が関連するTP情報で関連取引を開示せず、税務当局が関連取引の年間課税所得の5%以上に達する追加課税所得を増加させる課税を行う場合、年間の純営業収益の1.5%以上に相当する金額に対しては、**最高2倍の追徴課税**を同時に科すことができる。

LF/MFの概要（2/2）

マスターファイル（MF）の概要

- ①**作成義務対象者**（台財税字10804651540号）
 - 当該年度の年間売上高は**30億NTD以上**、且つ年間域外関連取引総額が**15億NTD以上**の企業はマスターファイルを準備する必要がある。
- ②**作成期限**（「移転価格審査準則」第21-1条第2項）
 - 営利事業所得税**確定申告時までに準備**を行わなければならない。
- ③**提出期限**（「移転価格審査準則」第21-1条第2項）
 - 事業者は、会計年度終了後**1年以内**にマスターファイルを提出しなければならない。
 - 期限内に提出できない場合は、期限前に延長申請を行う。**延長は1回のみ許可**され、1か月を超えることはできない。
- ④**作成言語**（「移転価格審査準則」第21-1条第2項）
 - **中国語**。提供される資料が外国語である場合は、税務当局が英語版を採用することを承認しない限り、中国語翻訳文を添付する。
- ⑤**罰則**（「Tax Collection Act」第46条）
 - 企業が調査を拒否したり、関連情報の提出を拒否した場合には、**3,000NTDから3万NTDの罰金**を科す。

国別報告書の概要

国別報告書（CbCR）の概要

①作成義務対象者（台財税字10804651540号及び「移転価格審査準則」第22-1条）

- 多国籍企業グループの最終親会社（UPE）の連結売上高が前年度において**270億NTD以上**の企業は国別報告書を準備する必要がある。
- ただし、当年度の年間売上高の合計が**30億NTD未満**、又は年間域外関連取引総額が**15億NTD未満**の企業（マスターファイルの作成義務がない企業）においては提出が免除される。
- 台湾以外に所在する最終親会社が自国において国別報告書を提出する義務を負わない場合、又は税務当局が自動的な情報交換によって国別報告書を取得できない場合には、台湾企業は国別報告書に相当する情報を提出する義務を負う。

②提出期限／作成期限（「移転価格審査準則」第22-1条）

- 事業者は、会計年度終了後**1年以内**に国別報告書を提出しなければならない。
- 期限内に提出できない場合は、期限前に延長申請を行う。**延長は1回のみ許可**され、1か月を超えることはできない。

③罰則（「Tax Collection Act」第46条）

- 企業が調査を拒否したり、関連情報の提出を拒否した場合には、**3,000NTDから3万NTD**の罰金を科す。

④作成言語（「国別報告書説明」1-5）

- 二言語方式を採用。**中国語及び英語の並列方式**で提出する。

⑤国別報告書に相当する情報に係る通知書（Notification）の要否（「移転価格審査準則」第21条）

- 企業は当期法人所得税の確定申告をする際に税務当局に届け出なければならない。

最近の移転価格調査におけるトピックス（1/2）

01

移転価格調査の動向 （対象となる関連者間取引）

論点

- 棚卸資産取引及び役務提供取引については引き続き調査対象となる関連者間取引ではあるが、近年台湾当局はより**無形資産取引及び金融取引**に着目している。

■ 無形資産取引

財政部は、2020年12月28日、「移転価格審査準則」を改正した。

本改正より、無形資産の利益配分が独立企業間原則に則っているかを判断する場合には、当該利益配分がDEMPE活動（機能、リスク、使用された資産を含む）と整合していること及び独立企業間価格であることを保証するために**DEMPE活動の比較可能性分析が求められる**としている。

台湾当局は最近の調査において無形資産取引の問題に益々焦点を当てており、本改正の結果、これらの調査はより厳格かつ詳細になると想定されている。

■ 金融取引

台湾当局において特に焦点となっているのは**金利と保証料の妥当性**についての議論であり、BvD CUFT等の財務データベースの利用可能性に伴い金融取引に関連する移転価格調査の精度及び頻度を高めている。

■ 役務提供取引

台湾当局は入国管理局から情報を入手し、従業員がオフショア企業のために勤務しているか否かを精査し、また技術サービス料を請求しているか否かを確認することができる。台湾当局は**台湾企業の従業員が183日以上海外に滞在した場合に、域外関連者に役務を提供したもののみならず**という強い見方をしている。

上記により、多くの移転価格調査のケースにおいて海外出向従業員の給与関連支出に一定のマークアップ率をのせた形で移転価格調整が実施されている。現時点ではマークアップ率は少なくとも8~10%あるべきとされている。

最近の移転価格調査におけるトピックス（2/2）

02

移転価格調査の動向
(デジタルツールの活用、
BEPS 3層文書及び
年次報告書の情報の活用)

論点

- 台湾当局では、潜在的な調査対象を選出するために**デジタルツール**を使用することが一般的になってきている。さらに、台湾当局はCbCRやMF、グループの年次報告書を通じてより多くの税務情報にアクセスすることができるようになり、異常な利益配分や営業利益の著しい変動のある企業に着目することが効率的になった。
- 多国籍企業は、内部移転価格ポリシー文書、契約、各関連者の機能及びリスクなど、関連当事者の取引に関する文書又は裏付け資料を**事前に作成**するよう努めるべきである。詳細な報告書を作成し、グループの利益配分を適時に見直すことにより、グループの移転価格リスクを効果的に低減することができる。

03

移転価格調査の動向
(One-time Transfer
Pricing Adjustment)

論点

- 台湾財政部では、関連者間取引に従事する企業において、制御不能な市況や環境要因が発生した場合に、関連する要件を満たし且つ関連する税金や費用を支払っている場合には、**会計年度末前に一回限りの移転価格調整を実施**できることを明確にする税制上のルールを発表した。本裁定は2020年から有効となる。なお、当該ルールに従わない場合、納税者は営利事業所得税確定申告にて当該一回限りの移転価格調整を請求することはできない（特に課税所得の減算の場合）。
- 当該移転価格調整（One-time transfer pricing adjustment）は以下の要件をすべて満たす場合に実施できる。
 - **事前且つ書面による合意**：関連者間取引の関連者は、取引価格に影響を及ぼす条件及び要因について事前に書面で合意する
 - **会計処理**：調整から生じる関連の売掛金及び買掛金を計上する
 - **対応的調整**：両法人が同時進行で調整を実施する
 - **独立企業間原則の遵守**：調整後における両法人のTax positionが独立企業間原則と整合している
- なお、当該移転価格調整の適用にあたっては、台湾関税により当該調整が関税法に則っているかの審査がなされる上、台湾税務局によって当該調整による税金控除の妥当性について独立企業間原則に基づき精査されることになる。

移転価格税制の動向（その他特筆すべき事項）

その他特筆すべき事項

その他特筆すべき事項	
税務当局における税務調査の状況の変化	■ 現時点において台湾当局は調査にあたり特定の業種や地域に焦点を当ててはいないものの、台湾に拠点を置く企業以外においては、日本に拠点を置く企業の調査事例が最も多い。また、業種別にみると過去数年の調査対象として選定された業種としては、電子部品業、PC・周辺機器業、電気機械業の順で多い。 ■ 台湾当局はグループのバリューチェーンにおける利益配分を検証するにあたり、無形資産取引に関してCPMを用いる他、CUT法やPS法の使用を要求しているケースが多い。
APA審査・協議対応の変化	■ 移転価格審査・APA申請対応に際して、台湾当局では台北国税局や北区国税局などの台湾税務局内でTP特設チームを結成し実施する。 ■ 2017年以後において、台湾財政部の積極的な推進の結果、APA申請件数が増加している。 ■ 2022年の年末までに、バイラテラルAPA/マルチラテラルAPAの申請件数は計29件あり、7件が合意に至っている（計4か国との合意に成功している）。また、台湾域内におけるユニラテラルAPAの申請件数は32件あり、うち16件は合意されている。 ■ 通常、移転価格関連の税務紛争は税務当局との交渉によって解消されることが多いため、行政救済やMAPまで進むケースはごく少数である。
BEPS2.0柱1利益Bの議論状況（税務当局内）	BEPS2.0に関連して、台湾財政部は厳しいスケジュールの影響で柱2を優先して対応している。そのため、柱1利益B特筆するような進展はないと考えられる。
BEPS2.0柱1利益Bの議論状況（日系企業内）	上記の状況から、日系企業内において柱2利益Bの議論はほとんどなされていないと考えられる。

お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、域内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301